

岩手県告示第80号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和4年岩手県告示第521号）で公示した公共測量を終了した旨東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所長から次のとおり通知があった。

令和5年2月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 陸前高田市内（国道45号）
- 2 実施した期間 令和4年8月17日から同年12月20日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、地形測量及び路線測量